

本日ここに、平成22年松本市議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、おそろいでご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

まず冒頭、先の北朝鮮による韓国への砲撃について申し上げます。

既に皆様ご承知のとおり、北朝鮮が、黄海上にあります韓国西方沖の延坪島に向けて砲撃を加え、これに韓国側も応戦し、交戦状態となったことから、日本をはじめ国際社会を震撼させました。

韓国の陸地、しかも住民が生活する島への砲撃は、朝鮮戦争の休戦後、初めてのことであり、一般住民にも被害を及ぼした、このような北朝鮮の暴挙は、断じて許されるものではございません。

これらの行為は、朝鮮戦争休戦協定に明確に違反するものであり、朝鮮半島の安定を崩すばかりではなく、東アジア、さらには国際社会の平和と安全を著しく害するものであり、朝鮮戦争休戦協定を全面的に遵守するよう強く求められております。

私といたしましては、二度とこのようなことが起きることのないよう切に願うとともに、朝鮮半島情勢の緊張が、国際社会の良識のもと、一日も早く緩和されるよう願ってやみません。

それでは、提出議案の説明に先立ちまして、松本市が現在直面しております懸案事項等について、若干申し上げたいと存じます。

まず、第23回国連軍縮会議の開催について申し上げます。

予てから表明しておりました第23回国連軍縮会議の開催につきましては、去る11月10日、国連軍縮部から外務省を経由し、次期開催地として正式決定された旨の書簡が届きました。

松本市が平和都市宣言を発して以来、来年が25周年を迎えることから、また、私の政治信条も相まって、一層の平和行政を推し進め、松本市の平和に対する姿勢を示すため、積極的に誘致を進めてまいりましたが、このたび、正式決定を受けましたことは、誠に喜ばしい限りでございます。

従いまして、今後は、軍縮会議を主催いたします国連アジア太平洋平和軍縮センター、並びに所管官庁である外務省と協議しながら、鋭意準備を進め、万全の態勢を整えてまいります。

11月18日には、早速、庁内連絡検討会議を立ち上げ、軍縮会議の意義及び開催スケジュールなどを確認し、会議開催を絶好の機会と捉え、広く市民に平和や命の大切さについて深く考えていただく取り組みについて、検討することといたしました。

軍縮会議は、各国の政府高官や研究者が、世界の外交、軍縮について専門的な立場から討議される場であるとともに、地元主催事業も、もう一つの大きな柱となって開催されます。

そこで、私といたしましては、既存の平和事業をより充実させるとともに、戦争の悲惨

さ、平和の尊さを考える機会を松本市民を始め広く、長野県民に提供し、市民参加事業を開催したいと考えております。

このため、実行委員会を組織するなど広く市民、県民を結集するとともに、特に、若い世代の皆さんの平和を考える機会と、併せて国際感覚を養う場となればと期待しております。

おりしも、正式通知をいただきました日には、松本市が推し進めております平和事業の一つである「松本市小中学生平和ポスター展」が、松本市美術館で開催されておりました。

応募作品は、142点にのぼり、それぞれの作品には、小、中学生の「平和の尊さ」、「命の重さ」に対する思いが込められており、世界平和を願う思いは一つであると実感するとともに、次代を担う子どもたちの素直な意識に感銘を覚えたところでございます。

世界平和や核廃絶に対する理想は高く、なお道遠き課題ではありますが、決して歩みを止めることなく、多くの皆様に積極的にご参加をいただきながら、世界平和に向けた運動の意義をこの松本の地から、国の内外へ発信してまいりたいと考えおりますので、議会を始め市民の皆様のご協力を賜りたいと存じます。

次に、本年12月に策定を予定しております、第6次行政改革大綱について申し上げます。

松本市では、平成5年から「平成の行政改革」として、第1次から第5次にわたる様々な改革に取り組み、一定の成果を挙げてまいりました。

さらに、平成12年の地方分権一括法の施行以来、地方自治体を取り巻く情勢は大きく様変わりし、住民に一番身近な基礎自治体として、合併に伴う諸課題や、超少子高齢型人口減少時代に対応する新たな行政課題などに、果敢に取り組むことが必要となってきております。

特に、政府においては、地域主権を目指し、閣議決定された「地域主権戦略大綱」に定めた施策について、権限移譲などで具体的な進展が無いことは極めて遺憾であります。

このような中、時代を先取りし、都市モデルとしての、健康寿命延伸都市の実践を積み重ねていくためには、行財政基盤をこれまで以上に磐石にすることが大切であり、私は、市長就任1期目に策定した第5次行政改革大綱に続く取組みとして、「第6次松本市行政改革大綱」を策定し、今後5年間の行財政運営の指針を定めることといたしました。

策定に当たっては、第5次の取組みの検証を踏まえ、「多様な担い手との協働によるまちづくりの推進」、「時代の変化に応じた持続可能な行財政運営基盤の確立」、「選択と集中」による行政サービスの再構築」という、3つの柱を取組み方針の骨子として定め、有識者、公募委員など16名の市民の皆さんで構成される、「松本市行政改革推進委員会」に諮問をし、まもなく答申をいただく予定としております。

本年3月31日の旧波田町との合併により、今や、県下最大となった広大な市域における地域課題に対し、それぞれの地域の独自性を生かしながら、効率的、かつ、行政サービスの質を高めて、松本ならではのまちづくりを推進して行くことが、今後5年間の松本市の重要な課題であると認識しておりますので、今後も市民の皆様とともに不断の取組みを重ねてまいりたいと存じます。

次に、現在のわが国の経済状況と併せて、新年度の予算編成方針について申し上げます。
内閣府が11月15日に発表した、7月から9月期の国内総生産GDPの速報値では、実質で前期比0.9%増、年率換算で3.9%増となり、4四半期連続でプラス成長となっております。

しかしながら、これは、この夏の猛暑と家電エコポイント制度の相乗効果で、エアコンなどの電化製品やエコカー補助金制度の終了前の駆け込み需要が、個人消費を押し上げた側面が大きく、一時的に需要創出されたものであり、本格的な回復ではないといわれております。

さらに、10月から12月期の実質GDP成長率は、個人消費の反動による減少と円高による輸出の伸び悩みなどで、マイナスに転じるとの予想がされており、政府は、今後の景気動向に警戒感を示しています。

また、長野県の経済状況につきましても、日銀松本支店は11月発表の金融経済動向で、「厳しさを残しながらも、緩やかに回復しつつある」から、「緩やかに回復しつつあるものの、改善の動きが弱まっている」と景気判断を引き下げており、県内景気の先行きについても、回復基調は途切れないとしながらも、為替、円高の影響などの懸念材料が十分あると指摘しております。

このような状況の中で政府は、景気を下支えし、デフレ脱却と景気回復を確かなものとするために、5兆900億円の経済対策を決定し、補正予算案を臨時国会に提出、成立したところでございます。

特に、地方は雇用を始め、極めて厳しい経済状況にありますことから、松本市におきましても、国の補正予算の趣旨に則り、地域経済活性化のため、直ちに補正予算を編成してまいりたいと考えております。

また、政権交代後の初めての本格的な予算編成となります平成23年度予算を、元気な日本を復活させるために極めて重要な予算と位置付け、財政規律を維持しつつ、国民目線並びに国益に立脚した予算構造に改め、経済成長や国民生活の質の向上を実現するとしております。

松本市におきましても、歳入の根幹をなす市税収入の大きな伸びは期待できず、一般財源の確保は容易ではありません。

さらに政権交代後、初めての本格的な予算編成となる国の施策が、地方財政に及ぼす影響は未だ不透明な部分が多く、歳入の見直しには大変厳しいものがございます。

このような中、編成してまいります、来年度の当初予算では、市民の要請に的確に応え、将来を見据えたまちづくりを進めていくために、引き続き徹底した行財政改革の推進や歳出削減の努力を行い、限られた財源をより効率的に活用するために施策を厳選し、計画的に展開をしていくことを編成方針としております。

今後とも、国の動向に十分注意を払いながら、「健康寿命延伸都市・松本」の創造を目指し、「3Kプラン」、併せて「経済・雇用・生活対策」、「環境施策」、「学びの都学都 教育関連施策」などを重点施策とした、来年度当初予算の編成に当たってまいります。

次に、公共交通の取組みについて申し上げます。

松本市では、平成17年度から交通空白地帯の解消並びに超少子高齢型人口減少社会に対応し、交通空白地帯の解消に併せて効率的な移動手段の確保を目的に、地域新交通システムの構築に国の事業を活用しながら取り組んでおります。

西部地域では、8月2日からのバスルートの見直しや、フリー降車の採用など新しい取組みが功を奏し、利用者数が約5割程度増加しております。

また、四賀地域においては、10月1日から松本市では初の試みとなるデマンド交通の実証運行の導入や市営バス路線の見直し、さらには起点・終点を四賀支所とするなど、松本電鉄四賀線の見直しを行い、効率的な運行に取り組んでおります。

特に、四賀線につきましては、10月1日から実施しております、市職員によるエコ通勤の効果もあり、利用者数が増加するなど、着実に利用の定着化が進んでいるものと考えております。

こうした中、昨年の国の事業仕分けにより、今年度の、地域公共交通活性化・再生総合事業費が減額されたことから、松本市の今年度交付決定額は要望額の半分以下となり、事業の先送りや縮小、見直しを余儀なくされております。

また、今年度も、国は地方都市における交通政策が深刻、かつ、喫緊の課題としながらも、「元気な日本復活特別枠」政策コンテストの公開ヒアリングを実施する中で、来年度の地域公共交通関連事業の概算要求額453億円について、大幅な減額が必要と指摘しております。

しかしながら、地域の交通手段を確保することが、今後とも極めて重要かつ不可欠でありますことから、国の来年度予算確保に向けて、市長会とも連携し、事業の継続に鋭意努力してまいります。

また、地域公共交通に関連いたしまして、次世代交通の取組みについて若干申し上げます。

松本市では、交通政策を健康という切り口により、車を優先した社会構造から、特に将来にわたり、中心市街地の活性化を図るためには、徒歩や自転車、公共交通への転換が大切と考え、次世代交通を核とするまちづくりの検討を推進することとしております。

去る11月11日には、松本市に相応しい次世代交通の在り方などについて検討を進めるため、国、県、交通事業者、有識者、利用者代表や公募委員の皆さんにより構成された、松本市次世代交通政策検討委員会を立ち上げたところでございます。

今後は、今年度内に基本方針を策定し、実施可能な事業については、順次事業化してまいりたいと考えておりますので、市議会におかれましても、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、ごみ処理の広域化について申し上げます。

ごみ処理の広域化につきましては、去る7月20日の経済環境委員協議会において、検討に着手することを報告いたしましたが、今回、その後の取組みなどについて、報告をさせていただきます。

近年、地球規模での温室効果ガスの削減が大きな課題となっている中、松本市を始め多くの自治体が、ごみの資源化や分別収集を推進しており、松本クリーンセンターのごみ焼却量は、平成15年度をピークに年々減少し、今後の経済状況等によっては更に減少することが推測されるなか、効率的、かつ、安定的な焼却を行うためには一定のごみ量の確保が不可欠であります。

一方、塩尻・朝日衛生施設組合の焼却施設は20年目を迎え、大規模改修工事が目前に迫り、多額の費用を要することなどから、両組合で共同処理することについて検討してきたところでございます。

このような両組合の状況を鑑みますと、松本西部広域施設組合の管理者として、また、松本市長として、将来を見据えた安定、安全な施設の運転管理と効率的運営により、市民生活の安心・安全を確保するためには、塩尻・朝日衛生施設組合とのごみ共同処理を進めることが最善策と判断いたしました。

そこで、まずは地元の皆様にご説明をさせていただくため、去る11月4日並びに17日、地元町会の島内平瀬川西町会及び島内地区町会連合会に、それぞれ共同処理することについて申し入れを行い、ご理解をいただいたところでございます。

共同処理に向けた具体的な内容につきましては、今後、両組合及び構成市村議会、並びに地元の皆様のご意見を承りながら検討してまいりますので、議会を始め市民の皆様のご理解をお願いいたします。

次に、市町村の消防広域化について申し上げます。

市町村の消防広域化につきましては、長野県消防広域化推進計画に基づき、中南信消防広域化協議会において、消防の一元化の研究、検討を進めており、市議会に対しましてもその都度、協議をさせていただいております。

去る11月4日に開催されました第6回の協議会では、「広域消防運営計画の本格協議に進むのかどうか、団体ごとに検討し、その結果を持ち寄り協議する」との方針が定められたため、松本広域連合から、松本市としての意見を求められております。

松本市といたしましては、10年先、20年先にわたる将来の人口減少社会を展望した場合、人口構造をはじめとする様々な状況の変化を見据え、「広域消防運営計画」の本格協議に進むことは意義あるものと考えておりますが、構成市村の意見を十分に考慮し、いただいた意見を反映する方向で調整をしてまいりたいと考えております。

なお、松本市としての意見を取りまとめるに当たりましては、今定例会中に予定されております総務委員協議会へ協議してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、去る10月1日、臨床心理士などを相談員として開設いたしました、自殺予防対策相談窓口「いのちのきずな松本」の相談状況等について申し上げます。

開設当初から2カ月余り経過後の相談件数は、50件余で、年齢は20代から60代以上までと幅広く、相談内容も、「家族に関すること」、「健康に関すること」、「経済面に関すること」、「職場、仕事に関すること」など多種多様にわたり、悩みを抱えた市民の方々がいかに大勢いらっしゃるかと、率直に驚きを感じているところでございます。

相談内容の中には深刻な悩みも多く、自殺を考えているとの相談は、23件であり、その対応につきましては、相談員が相談者のお話しを、相手に寄り添って聞く、いわゆる「傾聴」を中心に行い、相談内容に応じ、庁内サポートチームによる具体的な対策への結びつけや、医療機関への紹介を行ったところでございます。

この2カ月余りの相談を通じて最も重要と思われることは、相談者は悩みを抱え込み、苦しんだ末に相談に来られるケースが多く、一刻の猶予も許されないケースもあることから、市役所各担当部署が連携し、迅速に支援をしていくことが必要と、改めて認識したところでございます。

いまや、自殺問題に対する対応は、重要かつ喫緊な課題でありますことから、今後は、警察や医師会等の関係25団体から成る、「自殺予防対策推進協議会」と連携を図りながら、「いのちのきずな松本」の相談体制をさらに充実してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

それでは、本日提案申しあげました議案について、一括してご説明申しあげます。

提出議案は、基本構想の全部改正1件、条例の制定、改正7件、財産の取得1件、道路関係2件、公の施設の指定管理者の指定にかかるもの8件、専決処分の報告2件の計21件となっております。

まず、基本構想の全部改正は、現在の基本構想の計画年度が本年度で終了することから、議会及び総合計画策定市民会議を始め、市民の多くの皆様のご意見を十分お聞きする中で、松本市が目指します将来の方向性を定め、本市の都市像を明確にするため、その全部を改正するものでございます。

基本的には、超少子高齢型人口減少社会が到来する中、松本市の特性を最大限に活かしながら、持続可能な社会を構築し、発展していくため、予てから申し上げてまいりました、3Kプランに経済、環境、教育など新たな視点も含め、発展拡充させた「健康寿命延伸都市・松本」を、本市が目指す将来の都市像に据えるものでございます。

この基本構想では、このまちの主役であります市民の皆様の、松本市へ寄せる熱い想いを結集し、お互いに助け合い、学びあい、安心して暮らせるまち、夢と希望を持って住んでよかった、住んでみたいと思えるまちを、市民の皆様と行政とが協働して、創造していくことといたしました。

本基本構想のもと、市民の皆様とともに松本のまちづくりに邁進するとともに、「健康寿命延伸都市・松本」の創造を、時代を先取りした新たな都市モデルとして、この松本から発信をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、条例の制定は、市街化調整区域内の既存集落の人口減少を考慮し、地域コミュニティの維持、活性化を目的としたまちづくりに取り組むため、市街化調整区域の土地利用に対する緩和策として、既存集落の開発を一定程度許容するため、都市計画法の規定に基づき制定するものでございます。

条例改正は、波田地区との合併に伴い、水道料金及び下水道使用料の算出方法の見直しを行うもの、県立情緒障害児短期治療施設「松本あさひ学園」内へ、小学校及び中学校の分校を設置するもの、浅間温泉国際スケートセンターを廃止するものを提出しております。

浅間温泉国際スケートセンターは、昭和44年、当時の本郷村が開設し、それ以来、松本浅間選抜スピードスケート競技会を始め、多くの競技会が開催される中、好記録が続出する、世界でも有数の屋外高速リンクで「記録製造リンク」と称され、オリンピックでの金メダリストを始め、多くのトップスケーターを育て上げたリンクとして評価されました。

また、中信地区唯一のスケートリンクとして、市内の小学校在スケート教室で利用するなど、長年、多くの市民の皆様にも愛され、松本市のスポーツ文化の向上に大きく貢献したことは、周知の事実でございます。

このように歴史あるリンクではありますが、施設の老朽化が著しく、年間の維持費もかなり高額となる中、スケート競技の主流が屋外施設から屋内施設へと移行した背景もあり、経年的に減少する利用状況などから総合的に判断した結果、スケートリンクの維持は困難であり、廃止とさせていただくこととするものでございます。

今後、スケートセンターの後利用につきましては、美鈴湖周辺施設の有効活用を含めて地域の活性化を視野に入れ、検討してまいりますのでご理解をいただきたいと存じます。

次に、職員の給与条例の改正は、現下の経済社会情勢に鑑み、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、松本市の職員等の給与、期末手当及び勤勉手当の引き下げ等を行うため、関係条例を改正するものであり、併せて、関連いたします特別職の職員等にかかる期末手当につきましても、同様な改正をしようとするものでございます。

市有財産の取得は、松本市の地域特性を活かした産業のワンランクアップを図り、また、新たな工業振興を図るため、新松本工業団地建設事業用地として、和田地籍の土地を取得しようとするものでございます。

その他の議案といたしましては、市道の認定及び変更のほか、城山介護老人保健施設などの公の施設にかかわる、指定管理者の指定にかかる議案8件を提出しております。

次に報告案件といたしまして、平成18年に中川保育園で発生いたしました事故について、相手方との協議が整い和解したものの、浅間温泉国際スケートセンターの開場期間中の使用料を無料とするものについて、専決処分をしたものをご報告しております。

また、議案以外のものとして、市長の専決処分事項の指定にかかわる報告1件を、報告いたしております。

なお、今会期中には、教育委員会委員の任命、及び公平委員会委員の選任に係る人事案件について、追加提案させていただく予定でございます。

以上、本日提案いたしました議案等について、ご説明申しあげましたので、よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

(以上)